

認可保育所等入所申込みの注意事項について（お知らせ）

1 令和4年4月入所申込み（2次受付）について

（令和4年2月2次受付・3月2次受付も含まれます。入所審査を4月2次審査と同時期に行います。）

（1）受付期間

ア 2月2次 令和4年11月11日（金）～令和5年1月10日（火）

イ 3月2次・4月2次 令和4年11月11日（金）～令和5年2月10日（金）

※ 転園希望の方も改めて上記期間に申込みが必要です。

（2）追加書類の提出方法

ア 郵送で提出する場合は必要書類を保育課に郵送してください。（締切日必着）

※追加書類の送付の際には返信用封筒は必要ありません。

イ 保育課に来庁して提出する場合

・必要書類を市役所本庁舎保育課にお持ちください。【受付期間 平日8:30～17:00（休日除く）】

（3）希望園等の変更

ア 上記（1）の受付期間内に『申請内容（希望園）等変更連絡届』を提出してください（必着）

イ 郵送または窓口のみの受付となり、電話での受付は行いません。

ウ 入所意思の変更（「待機してもよい」から「今すぐ入所を希望」への変更）も提出が必要です。

（4）申込結果

2月2次…1月下旬（予定） 3月2次…2月下旬（予定） 4月2次…3月上旬（予定）

待機の方には「保育所入所待機通知書」を送付し、引き続き翌月以降の入所審査を行います。

なお、「保育所入所待機通知書」はそれぞれの審査終了後から発行が可能となりますので、発行希望の旨を保育課にご連絡ください。※2月分は1月下旬、3月分は2月下旬から発行可。

2 入所利用調整基準について

令和4年9月12日発行の保育所等のしおりに掲載した入所利用調整基準は、令和5年4月入所審査分より適用します。それ以前の入所希望をあわせて申請している場合は令和3年9月13日発行分をご確認ください。

3 保育所等入所利用調整の方法について

「保育所等入所利用調整基準」に基づき保育の必要性を指数化し、点数の高い方から入所となります。一人でも多くのお子さんに保育が提供できるよう調整を行うため、第2希望以降の保育所等に内定することがあります。内定を辞退することがないよう、希望園や希望月をご検討ください。内定辞退した場合、次回入所審査時に6点の減点が適用されますのでご承知おきください。

なお、1園のみの希望であっても優先して調整することはありません。

4 教育・保育給付認定の取り扱いについて

保育の必要性が確認できない場合、不認定または認定取消となりますのでご注意ください。

事務担当 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
こども育成部保育課認定担当
電 話 0467-82-1111（代）